

『日本農業研究所賞』案内

東京都千代田区紀尾井町 3 番 29 号

公益財団法人 日本農業研究所

電話：03－3262－6351

FAX：03－3262－6355

<http://www.nohken.or.jp/>

1. 公益財団法人日本農業研究所定款 (抄)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本農業研究所（以下「研究所」という。）と称する。

(事務所)

第2条 研究所は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 研究所は、農業及び農村に関し、必要な調査研究を行うとともに、その成果を普及することにより、学術及び国民経済の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農業及び農村に関する調査研究
- (2) 農業及び農村に関する調査研究の成果の普及
- (3) 農業及び農村に関する調査研究の助成
- (4) 農業及び農村に関する学術研究上の顕著な貢献をした者の表彰
- (5) 不動産の貸付け
- (6) その他研究所の目的を達成するために必要な事業

2 前項に掲げる事業は、日本全国において行うものとする。

(以下省略)

2. 理事および監事

理事長 田家邦明

常務理事 川 勝 哲

理事 市田知子 小澤健二 岸康彦

鈴木 昭 憲 竹 内 克 伸 南 波 利 昭

西尾 健 松本 聰 八木 宏 典

監事 高濱正博 吉國隆

3. 日本農業研究所賞表彰規程

制定	昭和 40 年 6 月 25 日
改正	昭和 41 年 6 月 28 日
	昭和 46 年 1 月 20 日
	昭和 59 年 8 月 31 日
	平成 13 年 6 月 1 日
	平成 25 年 4 月 1 日
	平成 27 年 4 月 1 日

第 1 条 公益財団法人日本農業研究所定款第 45 条の規定に基づき、本規程を定める。

第 2 条 日本農業研究所（以下「本所」という。）は、農業に関する学術研究上顕著な業績をあげ、斯学の発展に多大の貢献をなした者を表彰するため、その者に対し、日本農業研究所賞（以下「本賞」という。）を授与する。

第 3 条 本賞は、賞状及び賞金とし、賞金の額は、1 件につき 100 万円とする。

2 共同研究の場合の賞金の額は、第 1 項の賞金の額と同額とする。

第 4 条 本賞の授与は、隔年、3 件以内につきこれを行う。

第 5 条 本所は、本賞受賞候補者（以下「候補者」という。）を広く求める趣旨により、農学に関する学会・大学・研究機関・団体および個人に対し候補者の推薦を依頼するものとする。

第 6 条 本所に、候補者を選考し決定するため、公益財団法人日本農業研究所賞受賞候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）をおく。

2 選考委員会は、10 人以上 15 人以内の委員をもって組織する。

3 委員の委嘱は、選考の都度広く学識経験のある者のうちから、理事会の議を経て理事長が行う。その場合、理事長および理事以外の学識経験者が半数以上を占めるものとする。

4 選考委員会には、委員長および委員長代理をそれぞれ 1 人おき、委員長は委員が互選し、委員長代理は委員長が指名するものとする。

第 7 条 理事長は、当該年度の 6 月以降選考委員会を招集するものとする。

第 8 条 選考委員会は、必要に応じ、理事長と協議のうえ、専門委員を委嘱して特別の事項を審議させることができる。

第 9 条 委員および専門委員は、審査の経過を外部にもらしてはならない。

第 10 条 選考委員会の決定は、委員の 3 分の 2 以上の出席により、出席した委員の過半数をもって行うものとし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第 11 条 理事会は、選考委員会の報告に基づき、本賞の受賞者を決定する。

第 12 条 理事長は、当該年度の 3 月末日までに選考の結果を公表する。

第 13 条 本賞の受賞者の表彰式は、原則として、5 月 10 日に行う。

第 14 条 この規程の施行についての細則は、別に定める。